

松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
(内訳書の要件) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、予定価格が3,500万円未満の工事の入札及び市長が認める工事の入札においては、第2号様式を用いることができるものとする。 3～4 (略)	(内訳書の要件) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、予定価格が <u>5,000万円</u> 未満の工事の入札及び市長が認める工事の入札においては、第2号様式を用いることができるものとする。 3～4 (略)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。